農業ごみの適正排出について

弘前市とつがる弘前農協、津軽みらい農協、相馬村農協は令和元年8月21日にごみの減量化・資源化に 関する協定を締結し、農業ごみの適正排出しやすい環境づくりを協力して行っていくことなどを掲げてい ます。各組合員の皆様におかれましても、下記をご覧の上、ごみの適正排出にご協力をお願いします。

○農業ごみの区分を知ろう

農業生産活動に伴って発生した廃棄物(以下「農業でみ1)は、法律に基づき、産業廃棄物及び事業 系一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物は産業廃棄物処理業の許可業者に、事業系一般廃棄物は一般廃棄物処理業の許可業者に 処理を委託する等しなければなりません。

農業ごみは、たとえ個人農家が排出したものでも、上記と同様に扱われるため、家庭から排出され るごみと分けて処理しなければなりません。



産業廃棄物 事業活動に伴い生じた廃棄物で法令で規定された20種類→市の施設で受け入れ不可

般廃棄物

- <mark>事業系</mark> 事業活動に伴い生じた廃棄物で産業廃棄物以外→市の施設で受け入れ可、市の収集はなし

家庭系 │一般家庭の日常生活に伴い生じた廃棄物→市の施設で受け入れ可、市の収集あり

ポイント

農業ごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられる→町会等のごみ置き場には出せない

○農業ごみの処理の方法を知ろう

農業ごみのうち、農業用廃プラスチック類や廃農薬、廃油、金属の廃資材などは産業廃棄物になり、 紙類や木材、作物残さ(摘葉、摘果、剪定枝、栽培終了後の株等)は事業系一般廃棄物になります。 産業廃棄物は産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託してください。

なお、廃プラスチック類、廃農薬については、農協が定期的に行っている回収代行サービス (有料) を利用することもできます。

事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を委託するか、弘前地区環境整備センター 又は南部清掃工場に直接持ち込む(有料)こともできます。

「不法投棄」や「不法な埋立」、猛毒のダイオキシンが発生しやすい「野焼き」は法律で禁止されて います。重い刑罰が科せられることもありますので、絶対に行わないでください。

産業廃棄物(法令で規定)

事業系一般廃棄物

- ・農業用廃プラスチック類
 - (ビニールハウスやトンネル、マルチ等の被覆資材、│・作物残さ(摘葉、摘果、剪定枝、栽培 ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の空袋・容器等)
- ・廃農薬 (期限切れ農薬等)、廃油
- ・釘、針金、ビニペット、鉄管、機械部品
- ・ハウスの廃資材(鉄骨等) など

- 紙類(ダンボールなど)、木材
- 終了後の株等) など

ポイント

廃プラスチック類、金属類は産業廃棄物、紙類や木材は事業系一般廃棄物

→不法投棄、野焼きなどの不適正処理は重い刑罰の対象

担当:弘前市役所市民生活部環境課廃棄物政策係32-1969

